

32811

その他の製造設備

説明

他に掲げられた製造設備以外の設備をいう。

省令

(311) 真空蒸着処理装置用設備 (8年)

真空蒸着機、高周波発振機、接着機、染色機、切断機、巻取機
ボイラー、液圧器、配電盤

(313) コルク製品製造設備 (14年)

帶のニ氷、ロール機、製粒機、プレス機、押込機、焼成機、粉
碎機、圧縮機、切断機、細分機、ボール機、選別機、乾燥機、
打包機、給排水ポンプ、ボイラー、液圧器、配電盤。

(325) 他に掲げられたもの以外の製造設備 (15年)

32901

卸、小売業の荷役、倉庫用設備

説明

卸売業、小売業が所有する荷役用、倉庫用の設備をいう。

省令

(340) 卸売または小売業の荷役または倉庫用設備 (2, 10, 12年)

設備内容

(移動式荷役設備) (7年)

可搬式シブクレーン、可搬式デリッククレーン、コンベヤー、スタッ
カー、ウインチ、ホッパー、クラップバケット、シンボール、ハンドス
クレーパー、パレットリフト、ジヤッキリフト、動力付ポンプ、ハン
ドリフト、バイラー、

(くん蒸設備) (10年)

ガス発生機、送排風機、圧縮機、空気加熱機、冷凍機

(その他の設備) (12年)

シブクレーン、その他のクレーン、トランスポーター、テレフター、
ホイスト、スピイラルシート、トラックバランス、
その他。

32902 石油、液化ガス卸用設備

説明

石油および液化ガスを主として輸入販売している企業の設備をいう。タンク(貯蔵庫)は構造物として分類されるが、これに付属するポンプ、冷却機、電気装置などが本分類に該当する。

指令

(338) 石油または液化石油ガス卸用設備(貯蔵庫を除く)
(13年)

設備内容

圧縮機、ポンプ、加熱装置、冷却機、給排水ポンプ、ボイラー
液圧器、配管等、その他

32903 故紙梱包設備

説明

1. 故紙卸売業が持つ、回収された紙などを圧縮または機械
プレスで圧縮し、こん包する設備をいう。
2. プレス、秤量、搬送などの設備がある。

指令 (360の2) 故紙梱包設備 (7年)

設備内容

プレス機
梱包機
秤量機
搬送機

32904 鉄くず処理業用設備

説明

鉄くずを選別、分離し鉄くず処理用プレスにより圧縮処理する
ことを兼ねる企業（鉄くず卸売業）の設備をいう。

省令

(スノウのエ) 鉄くず処理業用設備 (7年)

設備内容

鉄くず処理用プレス

選別設備

搬送設備

その他

給排水ポンプ、ボイラー、変圧器、配電盤、その他。

32905 料理店、ホテル、旅館業用給食その他の設備

説明

ホテル、旅館、料理店、仕出し屋などのちゅう房用機器（皿洗機、料理用ストーブ、電子レンジなど）のほか、ボイラ、ポンプなどの機械装置をいう。

省令

(スノウ) ホテル、旅館、または料理店業用設備および給食用設備
(5年、9年)

設備内容

(引落替) 5年

(その他設備) 9年

料理用ストーブ リータフアンテン

冷凍機 アイスクリーム機

冷蔵用ストッカー 給排水ポンプ

排風機 ボイラー

皿洗機 変圧器

皿冷機 配電盤

皿温機 他

その他木洗機

32906 ガソリン、液化石油ガススタンド設備および洗車業用設備

説明

1 ガソリン、液化石油ガスの販売を業とする企業の所有するそ
れらのスタンド設備で、計量機、ガソリンタンク（地下式、
地上移動式）などのガソリン、液化石油ガスの販売施設。
2 そのほか、リフト、クリーナー、ワッシャー、バッテリー充
電設備などガソリンスタンドに直結付帯する設備といふ。

着合

(339) ガソリンまたは液化石油ガススタンド設備および洗
車業用設備 (10年)

設備内訳

| | |
|---------|-----------|
| 計量機 | バッテリー充電設備 |
| オートリフト | |
| 圧縮機 | |
| 貯油タンク | |
| ガーワッシャー | |
| エマーホールス | |
| 給排水ホース | |
| 変圧器 | |
| 配電盤 | |
| 他 | |

32907 その他の卸売・小売業用設備

説明

卸売業、小売業で、32901～32906に掲げられてゐる
設備に該当しない設備をここに分類する。

着合

| | |
|------------|----------|
| (389) の一部 | (8年、17年) |
| 主として金属性のもの | (17年) |
| その他のもの | (8年) |

33001 鉄道、架空索道設備

説明

- 1 ケーブルカー、ロープシート、スキーリフトなどにおける巻上装置(駆動装置)、運搬装置、電気機器などをいう。
- 2 乗客の搭乗する部分は運搬具に、鉄柱などは構造物に分類される。

着合

(337) 鉄道または架空索道設備 (3年、12年)

設備内容

(鉄索) 3年

支索、えい索、他。

(その他の設備) 12年

巻上機、運搬装置、変圧器、配電盤、他。

(274)

33002 荷役、倉庫業用設備

説明

- 1 荷役、運送を主とする企業または、運輸、棲林大臣の許認可を受けた倉庫業者の倉庫において使用されるクレーン、コンベア、ワインケ、ホイスト、ジンボールなどの設備をいう。
- 2 ラオークリフトトラック、ショベルローダー、クレーン車などは車両T531または自走式作業機械T30401-1に分類する。

着合

(340) 荷役または倉庫業用設備 (4年、10年、12年)

設備内容

(移動式荷役設備) (4年)

| | | |
|-------------|---------|-----------|
| 可搬式ジブクレーン | ワインケ | ハンドスクリーパー |
| 可搬式デリッククレーン | ホッパー | バレットリフト |
| コンベア | クラブルケット | ジャッキリフト |
| スタッカ | ジンボール | 動力付木シフ |
| ハンドリフト | スタッカ | 他 |

(くん蒸設備) (10年)

ガス発生機、送排風機、圧縮機、空気加熱機、冷凍機

(その他の設備) (12年)

| | | |
|------------|----------|-----------|
| ジブクレーン | トランスポーター | スパイラルシユート |
| 小型やぐら型クレーン | テルフラー | ストレートシユート |
| 走行クレーン | ホイスト | トラックバランス |
| デリッククレーン | | 他 |

(275)

33003 計量証明業用設備

説 明

主としてトラックスケールを使用し、トラックに積載されている貨物の重量を計量し、その證明を行なうことと業とする企業の計量機その他の設備をいう。

告 令

(ヨリ) 計量証明業用設備 (9年)

設備内容

計量機

印字機

他

33004 船舶救難、サルベージ設備

説 明

1. 海賊船の海上救難事業および汽船、商船の解体回収の用に供される機械設備(船舶を除く)をいう。
2. 主要なものは、浮力タンク、ポンプ、揚揚機などの海上設備と潜水艇、潜航艇などの水中作業設備である。

告 令

(ヨリ) 船舶救難またはサルベージ設備 (8年)

設備内容

(浮力設備)

浮力タンク、錨鎖、圧縮機、排水ポンプ、他。

(揚揚設備)

揚揚機、ウインチ、ポンプ、オイルジヤッキ、圧縮機、プロツクローラー、他。

(水中作業用設備)

潜水艇、潜航艇、水中ガス切断装置、ワイヤーロープ、ガス溶解器、他。

(その他設備)

復圧器、配電盤、他。

33005 国際電信電話設備

説明

国際電信電話株式会社の国際電気通信業務に供される送信、受信、電信調査、電信、電話調整などの一連の機械設備をいう。

省令

(343) 国際電信電話設備 (7年)

該備内容

(送信設備)

短波送信機、超短波送信機、端局装置、増幅器、送信監視台、周波数測定装置、極超短波送信機。

(受信設備)

短波受信機、屋外主電線切換盤、受信監視台、試験装置、極超短波受信機、他。

(電信調査装置)

端局装置、搬送装置、電信中継交換装置、集信接続装置、他。

(通信設備)

モールス通信機、印刷電信機器、写真電信装置、集信装置、他。

(電話調整設備)

端局調整台、端局装置、極超短波送信機、極超短波受信機、電話交換装置、他。

(試験検査設備)

試験機、検査機、他

(その他設備)

負圧器、配電盤、他。

33006 その他の通信設備

説明

1. タクシーアジア、証券会社、米穀会社、その他において使用される通信設備をいう。

2. 車、船舶に積載されている無線機は車、船舶に一括に分類され本分類には含まれない。

3. テレタイプライターは器具品「6ス1」に分類する。

省令

(345) その他の通信設備(船用指令設備を含む) (9年)

該備内容

(送信設備)

無線送信機、送信機、受信機、増幅器、他。

(受信設備)

電話受信機、計算装置、電源装置、他。

(指令または計算設備)

テレメーター装置、周波数自動調整装置、指令台、給電盤、電源装置、交流計算盤、直流計算盤、配分計算盤、その他の計算装置、指令電話装置、他。

(その他設備)

負圧器、配電盤、他。

33101 水力発電設備

説明

電気事業用であるか自家消費用であるかを問はず一切の水力発電用機械設備といふ。

省令

- (346) 電気事業用水利発電設備 (22年)
 (347) その他水利発電設備 (20年)

設備内容

〔発電設備〕

がバナー、水車、発電機、励磁機、他。

〔送配電設備〕

主要変圧器、配電盤、開閉器、屋外鉄構、断路器、避雷器、他。

〔その他設備〕

試験機、他。

(280)

33102 その他の発電設備

説明

1. 電気事業用、自家用、すべての事業用の火力発電設備のほかガス、タービン、ジーゼルエンジン、ガソリンエンジンなどによる発電を行なう設備をいう。
2. ただし、ビル地下などに設置される建物用のディーゼル発電設備は運動用機械類 T-30-1 に分類する。

省令

- (348) 汽力発電設備 (15年)
 (349) 内燃力またはガスタービン発電設備 (15年)

設備内容

〔汽力発電設備〕 (15年)

〔蒸気発生設備〕

汽缶、給炭機、微粉炭燃焼装置、重油燃焼装置、過水海水装置、汽缶給水ポンプ、汽缶水槽、通風装置、煙道、運炭灰捨装置、他。

〔燃氣発生設備〕

汽機、発電機、復水泵、他。

〔送電設備〕

主要変圧器、配電盤、開閉装置、断路器、自動制御装置、屋外鉄構、避雷器、他。

〔その他設備〕

通信電灯電力装置、試験機、他。

〔内燃力またはガスタービン発電設備〕 (15年)

〔発電設備〕

発電機、内燃機関、ガスタービン、压縮機、燃焼機、熱交換器、

(281)

励磁機、他。

(送電設備)

主要変圧器、配電盤、開閉装置、自動制御装置、屋外鉄塔、断路器、避雷器、他。

(その他設備)

車内電灯電力設備、試感器、他。

説明

1. 電車専用および電気事業用の送電設備
2. 変電、配電設備は電車専用と軌道事業用のものと。いう。
3. 一般事業用の変電、配電設備は、それぞれの製造設備に含める。

指令および該当内容

(350) 送電または電気事業用变電もしくは配電設備(15年、18年、22年)

(需要者用計器) (15年)

(柱上変圧器) (18年)

(その他設備) (22年)

(送電設備)

配電盤、開閉装置、断路器、避雷器、屋外鉄塔、電力用蓄電器、電圧調整器、他。
(変電設備)

主要変圧器、電圧調整器、開閉装置、断路器、配電盤、自動制御装置、蓄電器、調整器、電力用蓄電器、周波数变换器、電動発電機、受流器、整流器、压縮空気发生装置、屋外鉄塔、他

(配電設備ほか)

貸付配線、貸付機械器具、保安開閉装置、蓄電器、支持物等、他

(351) 鉄道または軌道事業用变電設備 (20年)

(受電設備)

断路器、油入りや断路器、計器用変圧器、計器用受流器、避雷器、受電盤、屋外鉄塔、他。
(変成設備) 回転受流機、整流器、主変圧器、他

(給電設備) 断路器、高速度レバーカー、計器用変圧器、回流器、主電源、他

(その他設備) 前前変圧器、前内配電盤、他。

33104 蓄電池電源設備

説明

1. 直流電源としての蓄電池設備であり。

直流水機械

整流器

蓄電池、その他

|
などをいう。

2. 廉物の照明用は、建物付属設備「ノ30」に分類する。

省令

(352) 蓄電池電源設備 (6年)

設備内容

直流水機械
整流器
蓄電池
その他の

33105 電光文字設備

説明

1. ビル屋上、壁面などに電球を多段配列し、その電球を点滅させニュース、広告を表わす装置をいう。

2. 電球面は「構築物」の「広告用のもの」として扱われるが、下記のように本機械設備が本分類に分類される。

省令 (362) 電光文字設備 (10年)

設備内容

紙テープ文字を打抜く装置

プラスチク式 }
水銀式 } スカイサイン (スイッチ装置)

冷却用給水ポンプ

調圧器

配電盤

その他の

33106 石炭ガス、石油ガス、コークス製造設備およびガス精製設備

説明

1. 石炭、ナフサ、重油などを原料として都市ガスを製造する設備をいう。
2. コークス炉で原料炭を乾燥すると、ガスヒートレスが製造される。
3. ガス製造設備で依られた粗ガスには、アンモニア、硫化水素、二硫化炭素、ナフタリン、タールなどの不純物を含んでるので分離、除去する設備をいう。

法令および設備内容

(354) 石炭ガス、石油ガスまたはコークス製造設備（ガス販売設備を含む）
(ノル年)

〔コークス炉設備〕

基礎、よう壁、灰業床、コークスさらし場、貯炭塔、装炭車、消火栓、計器、他。

〔石炭コークス処理設備〕

揚炭機、搬送機、秤量機、洗炭機、ふるい機、配合機、粉碎機、他。

〔オイルガスプロデューサーガス製造設備〕

基礎、発生機、増圧器、温熱器、灰業床構、ミールボックス、発熱木イラー、炉体、灰洗器、集じん装置、配管、リリーフホルダー、配管、計器、他。

〔水平炉設備〕

基礎、灰業床、炉体、炉金物、装炭車、他。

〔増設水性ガス発生設備〕

} 上記とほぼ同じ。

33106 石炭ガス、石油ガス、コークス製造設備およびガス精製設備

〔天然ガス、または一酸化炭素変成設備〕

} 上記とほぼ同じ。

〔液化ガス変成または気化設備〕

〔その他設備〕

自動遠隔集中制御装置、排水ポンプ、復圧器、配電盤、他

(355) ガス精製設備(ノル年、ノフ年)(区分をしないもの(15年)
(精製設備、ノル年)

酸化室除陥却器、ソーダ塔、脱硫器、硫化水素蒸りゆう塔、ガス冷却器、リリーフホルダー、灰溝類、高圧ガス管、ポンプ、計器、酸化水素冷却器、鉄塔、配線、他。

〔その他の設備ノフ年〕

基礎、雨水冷却器、空氣冷却器、タール排除器、ガス排送器、脱硫器、リリーフホルダー、導管、送風機、集中制御装置、ボイラー、復圧器、配電盤、他。

33107 ガス事業用供給設備

説明

都市ガスを需要者に供給するための設備をいう。ガス導管、圧送機、整圧器などがある。

指令

(356) ガス事業用供給設備 (13年、15年、22年)

設備内容

(ガス導管)

鉄 鋼 製 (22年)

その他のもの (13年)

(需要者用計量器 (13年)

(その他の設備) (15年)

正 送 機

変 圧 器

フクタークーラー

配 亜 盤

レシーバー

そ の 他

33108 上・下水道事業用設備

説明

1. 上水道、下水道、工業用管道を営としている企業の機械設備をいう。

2. これららの企業以外の企業の持つ水道設備はそれらの企業の設備に含める。

指令

(357) 上水道または下水道事業用設備 (12年)

設備内容

(上水道事業用設備)

かく拌機、ろ過機、分水機、しゃ断機、流量計、揚水ポンプ、渠構他。

(下水道事業用設備)

ろ過機、排水ポンプ、かく拌そう、分離そう、ばつ氣そう、他。

(その他の設備)

前掲以外のポンプ

変 圧 器

配 亜 盤、他

33201 クリーニング設備

説明

水洗式およびベンジン、パーカロルエナレンなどの溶剤による
ドライクリーニング設備をいう。

指令

(359) クリーニング設備 (8年)

設備内容

(洗たく設備)

回転式洗たく機 その他洗たく機

脱水機 乾燥機

他

(整理設備)

物干装置 恒温アイロン プレス機
電気アイロン ガスアイロン 噴霧装置
他

(その他設備)

排水ポンプ ボンバー 液圧器
配電盤 他

33202 公衆浴場設備

説明

1. 公衆浴場法により都道府県知事の認可を受け、指定料金以下
の料金により不特定多数の者に入浴させることを業とする公
衆浴場の設備をいう。

2. 金、給排水ポンプなどほか、特に海も、タイルもこの設
備に含まれる。

指令

(360) 公衆浴場設備 (3年、8年)

設備内容

(かまおよび温水器) (3年)

(その他の設備) (8年)

| | |
|------|--------|
| 造そう | 給排水ポンプ |
| タイル | 液圧器 |
| 水そう | 配電盤 |
| 元盤 | 他 |
| 補助かま | |

33203 火葬設備

説明

死体を火葬するための設備をいう。

省令

(361) 火葬設備 (16年)

設備内容

火葬炉

排水ホンフ

変圧器

配電盤

他

33204 天然色写真現像焼付設備

説明

撮影した映画、スケール写真の天然色フィルムを現像、プリントする設備をいう。

省令

(364) 天然色写真現像焼付設備 (6年)

設備内容

(現像液製造設備)

電気海水機、溶解器、かく拌機、フィルター、他。

(現像設備)

現像槽、熱交換機、冷水そう、温水そう、冷凍機、空気調整機、他。

(プリント設備)

コンテニアスプリンター、自動露光調整プリンター
マグネー プリンター、乾燥機、他。

(仕上設備)

ビュワー、ラッカリニグマシン、スライサー、
ワキシングマシン、マウスター、スリッター、他。

(その他設備)

排水ホンフ、ホイラー、変圧器、配電盤、他。

33205 その他の写真現像焼付設備

説明

黑白フィルムの現像、焼付の設備をいう。

省令

(365) その他の写真現像焼付設備 (8年)

設備内容

(現像液製造設備)

空気海水機、溶解器、かく拌機、フィルター、他。

(現像設備)

現像機、被交換器、冷水器、温水器、冷凍機、ハイボ再生装置、温湿度調整機、他。

(プリント設備)

コンテニアスプリンター、スフライサー、

自動露光調整プリンター、乾燥机、他。

(仕上設備)

オフティカルプリンター、ビュワー、マウンタ

スフライサー、ワキシングマシン、スリッター、他

(その他設備)

給排水ポンプ、変圧器

ボイラー、配電盤、他

33206 映画製作設備

説明

1. 大公用の映画フィルム、テレビ放送用のニュース映画、他から
の依託による記録映画、などの製作設備をいう。

2. 撮影、照明、録音などの機器のほか合成成像、スタジオ防
音設備などがある。

省令および設備内容

(363) 映画製作設備(現像設備を除く) (3年、8年、10年)

昭明設備 (3年)

小型・大型ライト、ロケ用電圧調整機、他

撮影、録音設備 (6年)

撮影機、同付三脚、移動車、移動クレーン、テープ録音機、フィルム
録音機、録音用電源装置、增幅機、マイクロフォン、アレレコマシン
アフレコマシン、ダビングマシン、ミキシングパネル、他

その他の設備 (10年)

合成製作設備 オフティカルプリンター、スクリーンプロセス装置、他

受配電設備 变配電盤、変圧器、電圧調整機、他、

防音設備 防音装置、他

その他設備 給排水木工、変圧器、配電盤、他、

33207 映画 演劇用行装置

説明

映画館、劇場、音楽などにおける映写装置、拡声装置、照明装置、スクリーン装置、舞台機械、設備などをいう。

指令および設備内容

(366) 映画または演劇用行装置 (5年、7年)

(照明装置) (5年)

ライト、照明用変圧器、照明用電圧調整器、他

(その他装置) (7年)

(スクリーン装置)

ワイドスクリーン、その他のスクリーン

(映写装置)

映写機、整流器、増幅器、逆杭機、幻灯機、オートトランス、他。

(音声装置)

発声装置、拡声機、増幅器、他

(フィルム処理装置)

フィルム結合機、回巻機、他

(舞台機械装置)

吊物昇降装置、舞台昇降装置、廻し舞台機械、廻し舞台、他。

(その他装置)

給排水ポンプ、変圧器、配電盤

33208 遊園地用遊戯装置

説明

原動機付のものでウォーターシュート、コースターなどの高架遊戯装置、園内回遊の豆汽車、豆籠車、モノレールの軌条、高架装置、索道、走行具などの装置をいう。

指令および設備内容

(367) 遊園地用遊戯装置 (原動機付のものに限る) (9年)

(高架遊戯装置)

巻上機、鉄橋、走行具、他

(その他遊戯装置)

原動機、回転機械、鉄橋、走行具、他

(その他装置)

冷却用ポンプ

変圧器、配電盤、他

33ス09 ボーリング場用設備

説明

1) ボーリング場のレーン、自動ピンセッタなどの設備をいう。
2) 場内温湿度調節装置は、建物付属設備「ソヨ」に分類する。

指令

(367の2) ボーリング場用設備 (5年、10年)

設備内容

レーン (5年)

その他 (10年)

33ス10 ラジオ、テレビジョン放送設備

説明

電法法、放送法の規定によりラジオ、テレビジョン放送を行なう企業の機械設備をいう。スタジオ設備、局外中継設備、送信所設備、その他放送に伴う機械装置の一切であるが、次のものは除外され、別に分類にする。

(1) 停電時のためのジーゼル発電設備 (33ノ02)

(2) 蓄電池電源設備 (33ノ04)

指令および設備内容

(344) ラジオまたはテレビジョン放送設備 (6年)

(送信所設備)

放送機、同軸切替装置、制御並視卓、周波数監視装置、空気吸込装置
サイドバンドフィルター、映像増幅装置、音声増幅装置、擬似空中線、特性測定装置、測定器類、他。

(スタジオ設備)

マイクロホン、マイクロスタンド、テープ録音機、テープ录像機、内盤再生機、内盤録音機、周波数調整装置、無線中継装置、照明装置、
カメラ装置、映像調整機、モニター装置、音声増幅機、時計装置、特性測定装置、他

(局外放送設備)

携帯用録音機、マイクロホン、マイクロスタンド、内盤再生機、無線中継装置、ミキサーアンプ、カメラ装置、映像調整装置、周期信号発生機、モニター用受信機、周波数調整装置、他。

(その他の設備)

液圧器、配電盤、他。

33ス11 自動車分解整備用設備

説明

1. 自動車の分解整備、修理を業として行なう企業の設備をいう。
2. 機械業以外の法人が、自己の使用する自動車の分解整備、修理の設備は、「機械業以外の設備に属する修理工場用・工具工場用機械設備」 - 「301011」に分類する。

着合および設備内容

(294) 自動車分解整備業用設備 (13年)

(金属加工機械)

プレス機、ベンダー、切断機、溶接機、他。

(金属工作機械)

旋盤、フライス盤、ボール盤、中ぐり盤、形削盤、研削盤、タッピング機、他。

(検査仕上設備)

試験機、検査機、塗装機、乾燥機、他

(その他の設備)

クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、ボイラー、空压器、配電盤、他

(300)

33ス12 複写業用設備

説明

他から依頼を受けて、文書、図面などの複写を依託する企業の設備をいう。

複写機、断裁機などがある。

着令

(80) 複写業用設備 (6年)

設備内容

陰画複写機

陽画複写機

裁断機

空压器

配電盤

他

(301)

332 / 3 測量業用設備

說 明

1. 航空測量、地形測量、地盤測量、路線測量など測量を業として行なう企業の試験をいう。
 2. 航空測量用撮影カメラ、写真処理装置、回転機、測定機（トランシット、水準儀、~~距離儀~~など）などがある。
 3. 測量現場で使用される、小型トランシット、平板測量機、巻尺、鏡天、ホーリーなどは「器具、備品」に扱う。

省令および設備内容

(336) 測量兼用設備 (5年、7年)

カメラ (5年)

カメラボディ、シャッター、レンズコン

その他のお詫び (ウ年)

〔國化或精〕

精密回化機、その他回化機、温湿度調整機、化

(写真处理設備)

現像液、フィルム乾燥液、引延液、他

〔水路測量叢書〕

音響測定機、その他測定機、他。

(現地測量設備)

大型トランジット、ジオジメーター、テルロメーター、園化機、他

(その他の設備)

給排水ポンプ、吸正器、配管盤、他

3.3.2.4 その他のサービス業用設備

說 明

~~サービス業で、他に(33スロ～33ス13)に掲げられて
いるものを除いた設備をここに分類する。~~

卷八

(319) 前掲の機械および装置以外のもの (8年、17年)

主として金属性のもの (17年)

その他のもの (8年)

33301 他に掲げられた設備以外のもの

説明

本項(301～332)に掲げられた設備に属さないものを、
ここに分類する。

2. 省令、別表2(ノ10、369)に属するもので、その資産の所有
者が卸、小売業の場合は、「32904」へ、サービス業の
場合は「33214」へ、分類する。

3. したがつて、この分類に該当するものは少いと思われる。

別表

| | |
|--|----------|
| (369) 前掲の機械および装置以外のもの、ならびに前掲の区分によらないもの | (8年、17年) |
| 主として金属製のもの | (17年) |
| その他のもの | (8年) |

33302 遊休設備

説明

特定の目的をもつて施設された設備が、その目的を失いかつ他
に転用されることなく稼動されていない状態のものをいう。

省令 なし (耐用年数なし)

設備内容 特定不能

- (注) 1. 耐用年数は記入されていないままでよい。
 2. 「遊休設備」「遊休資産」などと記入されたものを、本分類に分類する。

33303 劣化設備

説明

特定の目的をもつて施設された設備が、主として、競争力を失つて稼動を休止し、廃棄処分または転売処分未了の状態のものをいう。

備考

なし (耐用年数なし)

該備内容

特定不能。

(注)

1. 耐用年数は記入されていないままでよい。
2. 「劣化資産」「劣化設備」または「陳舊化資産」などと記入されたものおよび、二れに同義に解される資産を本分類に分類する。